

介護保険法に基づく行政処分について

標記の件につきまして、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第1項第8号の規定に基づき、下記の通り指定の一部効力停止処分を行いましたので報告します。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖愛会
- (2) 所在地 和歌山県伊都郡高野町高野山 44 番地 22
- (3) 代表者 理事長 若杉 正樹

2 対象事業所

- (1) 事業所名 地域密着型特別養護老人ホーム 南山苑
- (2) 事業所所在地 和歌山県伊都郡高野町高野山 44 番地 22
- (3) 介護保険事業所番号 3091300024
- (4) サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設

3 処分の内容

指定の一部効力停止 3 月 （新規受入停止、報酬上限 7 割）

4 指定の一部効力停止期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

5 処分理由

不正請求（法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号）

地域密着型特別養護老人ホーム 南山苑において、令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 月 23 日までの間、配置した介護支援専門員は併設する通所介護で介護職員としてほぼ常勤勤務していた。管理者及び事務長は、この事実及び介護報酬が減算になる事を知っていたにも拘わらず、その手続きを行わず、不正に介護報酬を請求した。